

# 外部の者からの不当な働きかけ防止に係る報告・公表制度

北海道開発局では、入札契約の公平・公正性、透明性を確保するため、外部の者（北海道開発局職員以外の者）から当局職員に対して次に掲げるような「不当な働きかけ」が行われた場合には、当局職員から北海道開発局長にその内容を報告し、そのことを公表することとしています。

「不当な働きかけ」が行われた場合には、事業者等においては、独占禁止法違反や刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪）に問われる場合があります。また、同様に、当局職員においても、入札談合等関与行為防止法違反や刑法違反に問われる場合があります。

事業者等の皆様におかれましては、打合せ等により当局職員と接触する際には、周囲から誤解や疑惑を招かないよう留意していただきますよう、お願い申し上げます。

（社員の皆様へ本内容の周知をお願い致します。）

## 不当な働きかけとは

### 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

（例）特定の事業者等が入札に参加できるよう分割発注や予定価格の引き下げ等を要求したり、競争参加資格要件の内容について便宜を図るよう求める行為

### 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為

（例）特定の事業者等と契約するよう、発注担当職員に強要する行為  
（例）特定の事業者等と契約できるよう、分割発注等を求める行為

### 公共工事等の発注見通しに関する情報であって公表前のものについての情報漏えい要求行為

（例）公表前の工事等の発注見通しに関する情報を教示するよう求める行為

**予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格又は設計金額に関する情報であって非公開若しくは公表前のものについての情報漏えい要求行為**

- (例) 予定価格や設計金額等を教示するよう求める行為、教示の口利きを求める行為

**入札参加業者に関する情報であって非公開又は公表前のものについての情報漏えい要求行為**

- (例) 競争参加業者名を公表前に教示するよう求める行為
- (例) 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう求める行為
- (例) 競争参加業者数やJVの構成員について教示するよう求める行為

**特定の事業者等への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのある要求行為**

- (例) 特定の事業者等に対して、秘密とされている情報や資料を漏えいするよう求める行為
- (例) 入札に先立って提出される技術提案書等の資料に関し、提出前に意見、確認又は受領等を求める行為
- (例) 特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう求める行為
- (例) 下請負業者の選定や資材調達等に係る業者選定に関し、元請負業者に対する働きかけを求める行為
- (例) 設計変更協議において、不当な便宜を図ることを求める行為

**談合につながるおそれのある要求行為**

- (例) 事業者等に入札談合を唆すよう求める行為
- (例) あらかじめ受注者を指名するよう求めたり、受注を希望する事業者等名を教示・示唆するよう求める行為
- (例) 特定の事業者等に対して、入札契約に関する秘密情報（発注見通し、予定価格、設計金額、競争参加業者名・業者数等）を教示・示唆するよう求める行為
- (例) 事業者等の作成した割付表について、承認、確認、意見等を求める行為
- (例) 特定の事業者等を指名業者に加えるよう求める行為

**その他**

- (例) 監督、検査等において、不当な便宜を図ること（工事の不備について検査での手加減や、工事成績の評定に関して有利な取り計らいをするなど）を求める行為
- (例) 発注事務に関して、利害関係者が、国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程に違反する行為を求める行為
- (例) 発注事務に係る関係法令等に違反する行為を求める行為